

第1章 計画の基本的事項

1 計画作成の趣旨・目的

本市では、平成19年3月に、障がいのある人の施策に関する基本的な考え方や方向性を明らかにした「北見市障がい者計画」を策定し、「すべての人が心豊かに安心して暮らせる共生社会の実現」に向けて、関係機関との連携体制の構築やサービス提供体制の整備を進めてきたところです。

平成24年6月には、国において「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）に改正され、「障害者」の定義に難病等が追加され、制度の谷間のない支援が行われるようになるとともに、ケアホームのグループホームへの一元化などが実施されました。

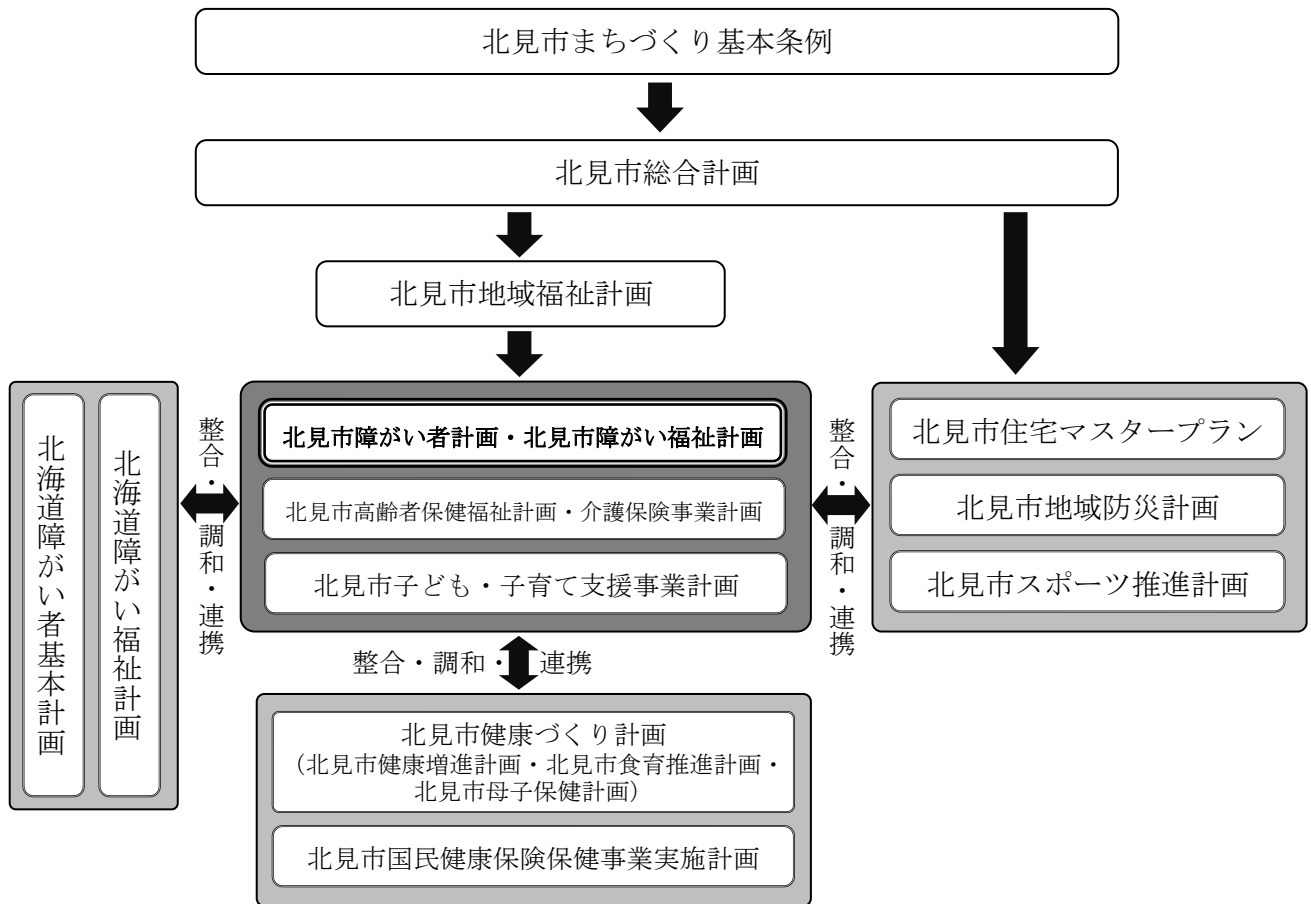
その後、平成28年5月の障害者総合支援法及び児童福祉法の改正により、自立生活援助や就労定着支援といったサービスの創設や、高齢の障がいのある人が、介護保険サービスを円滑に利用するための見直しなどが行われるとともに、障がいのある子どもへのサービス提供体制を構築するための障害児福祉計画の策定が義務づけられました。

本市では、これらの障がいのある人を取り巻く環境の変化に対応するため、平成29年3月に「第2期北見市障がい者計画」を策定したところであり、さらには、障がいのある人や子どもが基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービスや相談支援、障害児通所支援等が、総合的かつ計画的に提供されるための計画として「北見市障がい福祉計画」（以下「本計画」という。）を策定することとします。

2 計画の位置付け

本計画は、障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法に基づく「市町村障害児福祉計画」を一体のものとして策定します。また、障害者基本法に基づき策定している「北見市障がい者計画」の基本的な考え方や方向性に基づき、障害福祉サービスの提供体制の確保やその他法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画として位置付けます。

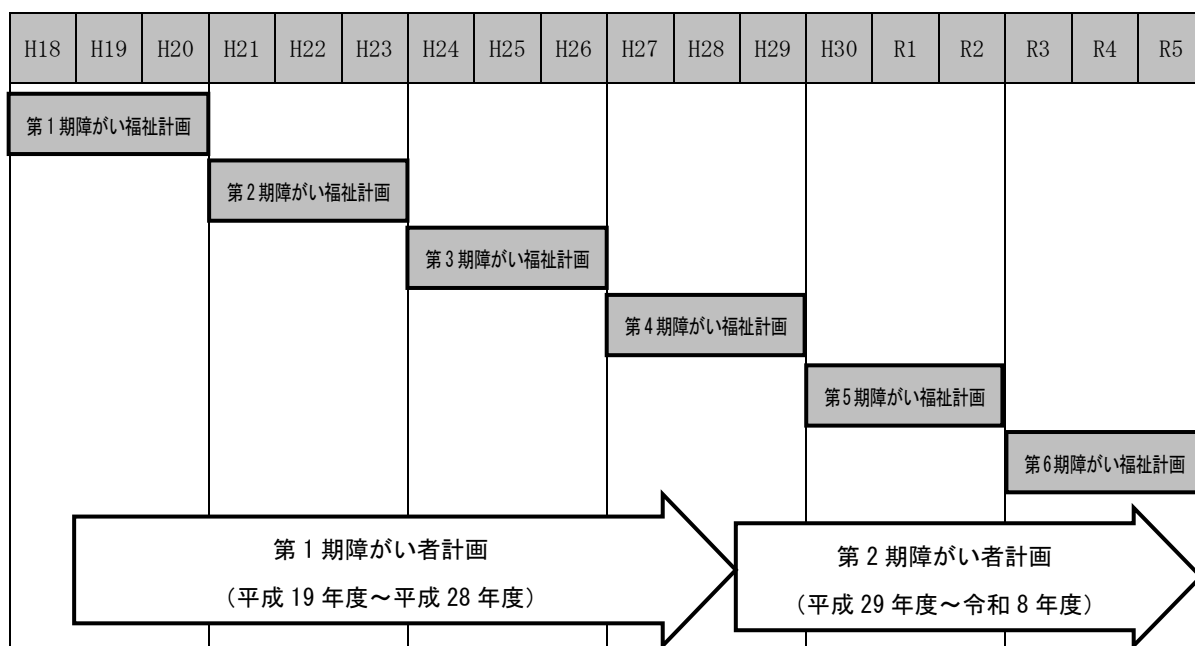
[他計画との関係]



3 計画期間

本計画は、計画期間を令和3年度から5年度までの3年間（第6期計画）とします。

なお、本市では、この計画について定期的に調査・分析及び評価を行い、必要がある場合は、計画を見直すなどの必要な措置を行うこととします。



4 計画の策定体制と方法

(1) 計画の策定体制

本計画の策定にあたり、学識経験者、障がい当事者や関係機関・団体の代表者で構成する「北見市障がい者支援ネットワーク」に「障がい福祉計画策定専門部会」を設置し、計画の内容について専門的に検討を行いました。

また、障害者総合支援法に基づく本市の「協議会」、さらには、庁内組織である「北見市保健福祉施策推進委員会障がい者部会」においても議論を行いました。

(2) 計画の策定方法

本計画の策定にあたり、障がいのある人等を対象にアンケート調査を実施するとともに、計画素案について幅広く市民のご意見をお聴きするためパブリックコメントを実施しました。

また、数値目標及びサービス見込量については、北海道とも調整を図りながら設定しました。